

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>・個人住民税は、地方税法及び災害市税条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。</p> <p>・地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び災害市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 課税対象者情報の準備(住民税課税支援システムのデータ整理)</li> <li>2 給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の各種課税資料の受領及び管理</li> <li>3 他自治体・他機関等への個人住民税賦課関係情報の照会及び回答</li> <li>4 個人住民税の賦課決定・賦課更正、納税通知書の発送、特徴事業所、年金保険者へ税額の通知</li> <li>5 他自治体での課税の場合の資料回送、住登外課税における他自治体との調整</li> <li>6 個人住民税の減免申請の受理及び承認・却下の決定とその通知</li> <li>7 課税情報に基づく課税・所得証明の発行</li> <li>8 各種法令に基づく税務調査に関して、市保有の情報提供</li> <li>9 個人住民税の収納管理、口座情報の管理</li> <li>10 寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送付及び受領</li> <li>11 特定個人情報ファイルの送信</li> <li>12 市税の滞納者調査及び督促状、催告書の送付</li> <li>13 滞納者との折衝及び調査による、実態や所得・財産等を把握及び滞納整理の方向付けの判断</li> <li>14 納付の相談・指導・猶予、分納誓約、滞納者の実態等の把握及び執行停止の検討</li> <li>15 滞納処分(財産の差押、交付要求、参加差押、搜索、公売)、換価及び滞納額への充当</li> <li>16 不納欠損に関する事務</li> <li>17 過誤納金の納付に関する事務</li> </ol> <p>・番号法別表第二に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民税システム</li> <li>2. 住民税課税支援システム</li> <li>3. 国税連携システム</li> <li>4. eLTAX</li> <li>5. 収滞納管理システム</li> <li>6. 宛名管理システム</li> <li>7. 団体内統合宛名システム</li> <li>8. 中間サーバー</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供の根拠)          ・番号法第19条第8号及び別表第二          別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項          (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120及び121の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4</p> <p>(情報照会の根拠)          ・番号法第19条第8号及び別表第二          別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>市民生活部税務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>なし</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6          宍粟市市民生活部税務課          電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6          宍粟市市民生活部税務課          電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1-1 ②事務の概要	—	・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び突発市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付しない場合は、その意思に応じて、徴収額又は滞納処分の方角で処理するかを決定し、完了するまでの進行状況を管理する事務を行う。	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-1-1 ②事務の概要	11 特定個人情報ファイルの送信	11 特定個人情報ファイルの送信 12 市税の滞納者調査及び督促状、催告書の送付 13 滞納者との折衝及び調査による、実態や所得・財産等を把握及び滞納整理の方角付けの判断 14 納付の相談・指導・取り、分納誓約、滞納者の実態等の把握及び執行停止の検討 15 滞納処分財産の差押、交付要求、参加差押、催告、公開、換価及び滞納額への充当 16 不納欠損に関する事務	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-1-1 ③システムの名称	5. 収納管理システム	5. 収納管理システム	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-1-4-2 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,3,7,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,6,7,70,71,74,80,84,85)の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116及び119の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,3,5,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6,5,66,67,70,71,74,80,84,85)の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116及び119の項)	事後	
令和1年6月28日	I-5-1 ①部署	市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-5-1 ②所属長の役職名	—	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	I-7 請求先	突発市市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-8 連絡先	突発市市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	II-1 1 つ時点の計数	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 1 つ時点の計数	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式によるもの
令和2年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,3,5,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6,5,66,67,70,71,74,80,84,85)の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116及び119の項)	・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,3,5,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6,5,66,67,70,71,74,80,84,85)の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117及び120の項)	事後	
令和2年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3及び第59条の3	事後	
令和2年10月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 突発市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 突発市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	事後	
令和2年10月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 突発市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 突発市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県突発市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	事後	
令和2年10月19日	II 1. しい債判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月19日	II 1. しい債判断項目 2. 取扱件数	令和1年6月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,3,5,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6,5,66,67,70,71,74,80,84,85)の 2,27,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117及び120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第55条、第54条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,3,4,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,6,65,66,67,70,71,74,80,84,85)の 2,27,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120及び121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4		事後
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条		事後
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	市民生活部税務課		事後
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの訂正・利用停止請求 請求先	〒671-2593 兵庫県兵庫県山崎町中広瀬133番地6 兵庫県市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県兵庫県山崎町中広瀬133番地6 兵庫県市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866		事後
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒671-2593 兵庫県兵庫県山崎町中広瀬133番地6 兵庫県市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県兵庫県山崎町中広瀬133番地6 兵庫県市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866		事後
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点		事後
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点		事後
令和4年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点		事後
令和4年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点		事後
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・個人住民税は、地方税法及び兵庫県税条例等に基づき、課税期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家庭敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。 ・地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び兵庫県税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 1～16 略	・個人住民税は、地方税法及び兵庫県税条例等に基づき、課税期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家庭敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。 ・地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び兵庫県税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 1～16 略 17 滞納納金の納付に関する事務		事後
令和5年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点		事後
令和5年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点		事後